

年次有給休暇を活用して 新居浜太鼓祭りなどに 参加しましょう

厚生労働省では、平成26年度・平成27年度に引き続き、新居浜市と連携を図りながら、地域における休暇取得促進の働きかけを行う「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」を行います。新居浜太鼓祭りの期間(10月15日～18日)などに合わせて、年次有給休暇を活用して、祭りに参加する時間、家族と触れ合う時間をつくっていただくなど、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を図りましょう。

効率的に働いて、しっかり休める 職場づくりに取り組みましょう!!!

具体的には、

- 1 経営トップによる社内への休暇取得推進の呼びかけ
- 2 管理者が率先して休暇を取得
- 3 労働組合等による企業、労働者への働きかけ
- 4 パースデー休暇や半日休暇など多様な休み方の検討

事業主の皆様へ

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう!

年次有給休暇の 計画的付与制度とは

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。
この制度を導入することによって、休暇取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定した活動を行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営が可能になります。

2016 10								
M	T	W	T	F	S	S		
					1	2		
3	4	5	6	7	8	9		
10	11	12	13	14	15	16		
17	18	19	20	21	22	23		
24 31	25	26	27	28	29	30		

祭り期間
10/15～18

2016		11						
M	T	W	T	F	S	S		
	1	2	3	4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13		
14	15	16	17	18	19	20		
21	22	23	24	25	26	27		
28	29	30						

ウェイトリフティング
リハーサル大会期間
11/19～23

年次有給休暇の活用

新居浜太鼓祭りに合わせて休暇を設定すれば、4連休が実現します。

年次有給休暇の活用

国体リハーサル大会に合わせて休暇を設定すれば、5連休が実現します。

「働き方・休み方改善ポータルサイト」を活用して、働き方・休み方改善のヒントを見つけましょう

<http://work-holiday.mhlw.go.jp>

働き方・休み方改善ポータルサイト

検索



厚生労働省

愛媛労働局

新居浜労働基準監督署



愛媛県



新居浜市

厚生労働省委託事業実施機関 問い合わせ先 株式会社いよぎん地域経済研究センター 〒790-0003 愛媛県松山市三番町5丁目10番地1 伊予銀行本店南別館4F Tel.089-931-9705

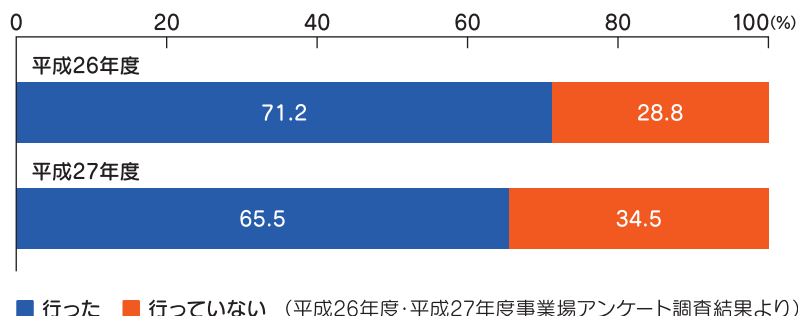
年次有給休暇を活用して 家族と地域と自分の時間を作りましょう！

過去2年間も10月15日～18日の「新居浜太鼓祭り」を重点実施日と位置付け、休暇取得促進に向けた働きかけを実施しました。以下は、事業場と従業員の皆様を対象とした過去2年間の事業に関するアンケート結果の概要です。

平成27年度は約7割の事業場で休暇取得促進の取組が行われました！

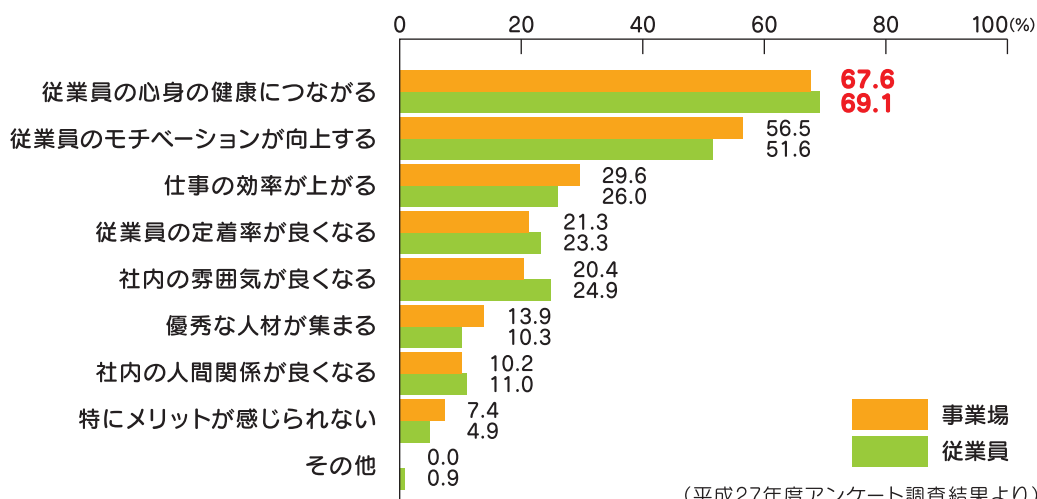
重点実施日に休暇取得促進の取組を行った事業場の割合は高い水準です

- 平成27年度に重点実施日（10月15日～10月18日）に向けて何らかの取組を行ったと回答した事業場は65.5%であり、前年度に比べて5.7ポイント低下しましたが実質的には高い取組水準となっています。
- 平成27年度は、10月17日、18日が土曜日、日曜日であったことから特別な取組を行わなくても休日となったことが影響したと考えられます。



従業員が年次有給休暇を取得することのメリット（複数回答）平成27年度

- 事業場、従業員ともに、「心身の健康につながる」、「モチベーションが向上する」、「仕事の効率が上がる」という答えが多くみられました。
- 従業員が年次有給休暇を取得することによるメリットについて、事業場と従業員ともに共通の認識があります。



職場内でできることから取り組んでみましょう

休暇中のサポート体制の整備

年休取得によって業務の遅滞が生じないよう、日頃から業務の平準化や従業員の能力開発によって職域拡大を図りましょう。

休暇を取得しやすいための職場の雰囲気の改善

年休の意義や自社に適した休暇制度の導入、年休取得時の業務の対応などについて労使で話し合う場を設け、職場における休暇取得に対する認識の共有化を図りましょう。



新居浜まちゆり
©NPO法人新居浜まちゆり隊

新居浜市でもこんな取組をしている事業場があります！

年次有給休暇の繰り越しに加えて、特別傷病休暇を40日積立可能にしています。

公休日と年次有給休暇を合わせた3連休を年2回取得するよう推奨しています。

年間5日、ゴールデンウィーク、夏季、シルバーウィーク、年末年始に年次有給休暇の計画的付与を導入しています。

たくさんの事業場で休暇取得に向けた取組がすすんでいます。

誰もが休暇を取得しやすい職場づくりに地域ぐるみで取り組みましょう！！